

Supported by  日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

船舶電氣裝備工事 關係法令・規則集

一般社団法人 日本船舶電装協会

2021(令和3)年3月

まえがき

世界の産業構造は以前にも増して早いスピードで変化を続けており、昨今は脱炭素化、ゼロエミッション等の必要性が指摘されています。とは言え我が国が地理的に四面を海に囲まれるとともに、資源が乏しい実態は不変であるため、主に資源の輸入と製品の輸出が我が国の産業と経済を支える構造に変化はありません。

物資の輸出入のほぼすべては船舶によるものですが、当協会会員企業が携わる船舶の電装設備、航海用レーダー、GMDSS 等の分野は、人間の身体にたとえると血管や神経等の最も重要な器官に相当します。また船舶の技術開発の分野において、このところ最もホットな話題とされているのは自動運航、情報化、電動化であり、これらに関連が深い船舶電装の分野は重要性を増しつつあります。

国連の専門機関である国際海事機関(IMO)は、海上における人命の安全をはじめとして、資産としての船舶や搭載貨物の安全を確保するとともに船舶が円滑に国際航海できるよう、海上における安全や海洋環境保護に関する国際条約を定め、これに基づいて各国政府は法令を定め、国や検査機関はルールを定め船舶検査を実施しています。これらのルールは海上輸送の長い歴史の中で技術の進展、海難事故の発生等を反映し、多岐に及ぶとともに繰り返し見直されてきました。

当協会はかねてより、国や船舶検査機関が定める船舶の電装分野におけるルールをとりまとめて提供してきてますが、この度、これを一新しました。全体的には記述内容の重複がありますが、これは強電、レーダー、GMDSS のそれぞれの分野に携わっておられる方々が利用し易いよう編集したことによるものです。この資料は 2021 年 2 月末現在で当協会が把握している情報に基づいて編集しましたが、ルールの見直しは日進月歩ですので、利用される時点における最新情報の入手に心掛けるとともに、本書に関連するさらに詳しい技術情報は、当会が刊行している資格更新研修用指導書等をご確認ください。今後も、利用される皆様の要望に沿って資料を見直して参る所存ですので、お気づきの点がありましたら当協会までお知らせください。

最後になりましたが、本書の刊行にあたり、ご理解とご援助をいただいた日本財団並びに関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

2021(令和 3)年 3 月

一般社団法人 日本船舶電装協会

船舶電氣設備関連

目 次

I 船舶設備規程（関連抜粋）	- 1 -
[1] 第6編 電気設備.....	- 1 -
第1章 総則（定義及び性能一般）	- 1 -
第2章 発電及び変電設備	- 28 -
第1節 通則	- 28 -
第2節 発電機.....	- 38 -
第3節 蓄電池.....	- 49 -
第4節 変圧器.....	- 54 -
第3章 配電設備.....	- 58 -
第1節 配電盤.....	- 58 -
第2節 配電器具.....	- 64 -
第4章 電路.....	- 67 -
第1節 電線	- 67 -
第2節 配電工事	- 69 -
第3節 接地	- 86 -
第5章 電気利用設備	- 89 -
第1節 照明設備	- 89 -
第2節 動力設備	- 95 -
第3節 電熱設備	- 106 -
第4節 通信及び信号設備	- 107 -
第6章 非常電源等	- 110 -
第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	- 128 -
第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	- 137 -
第9章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備	- 138 -
[2] 脱出設備、操舵設備、航海用具	- 141 -
「1」 脱出設備	- 141 -
「2」 操舵設備	- 151 -
「3」 航海用具	- 161 -
[3] 無線電信等の施設	- 205 -
II 危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	- 211 -
第2編 危険物の運送	- 211 -
第1章 通則	- 211 -
第3章 ばら積み液体危険物の運送	- 212 -
第2節 液化ガス物質	- 212 -
第3節 液体化学薬品	- 212 -
III 船舶救命設備規則（関連抜粋）	- 220 -

第1章 総則	- 220 -
第2章 救命設備の要件	- 221 -
第3章 救命設備の備付数量	- 230 -
第4章 救命設備の積付方法	- 233 -
IV 船舶消防設備規則（関連抜粋）	- 235 -
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	- 235 -
第1節 第1種船及び第2種船	- 235 -
第2節 第3種船及び第4種船	- 245 -
V 船舶防火構造規則（関連抜粋）	- 248 -
VI 船舶自動化設備特殊規則	- 250 -
第1章 総則	- 250 -
第2章 機関	- 250 -
第3章 設備	- 253 -
VII 漁船特殊規程（関連抜粋）	- 261 -
第1章 総則	- 261 -
第3章 設備	- 261 -
第1節 救命設備	- 261 -
第3節 其の他の設備	- 261 -
VIII 小型船舶安全規則（関連抜粋）	- 268 -
[1] 第1章 総則	- 268 -
[2] 第6章 救命設備	- 275 -
[3] 第9章 航海用具	- 276 -
[4] 第10章 電気設備	- 289 -
第1節 通則	- 289 -
第2節 蓄電池	- 292 -
第3節 配電盤	- 293 -
第4節 電路	- 294 -
第5節 電気利用設備	- 295 -
[5] 第14章 特殊小型船舶に関する特則	- 297 -
IX 小型漁船安全規則（関連抜粋）	- 298 -
[1] 第1章 総則	- 298 -
[2] 第6章 救命設備	- 299 -
[3] 第9章 航海用具	- 300 -
[4] 第10章 電気設備	- 304 -
X 電気設備の検査	- 311 -
[1] 検査の種類	- 311 -

〔A〕 定期検査	- 311 -
〔B〕 中間検査	- 311 -
〔C〕 臨時検査	- 312 -
〔D〕 臨時航行検査	- 312 -
〔E〕 予備検査	- 313 -
[2] 用語の意義	- 313 -
〔A〕 旅客船	- 313 -
〔B〕 国際航海	- 313 -
〔C〕 特殊船	- 313 -
〔D〕 小型兼用船	- 313 -
〔E〕 小型船舶	- 313 -
〔F〕 小型漁船	- 314 -
〔G〕 航行区域	- 314 -
〔H〕 従業制限	- 314 -
[3] 検査の準備	- 315 -
〔A〕 定期検査の準備	- 315 -
〔B〕 第1種中間検査の準備	- 315 -
〔C〕 第2種中間検査の準備	- 315 -
〔D〕 予備検査の準備	- 315 -
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	- 315 -
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	- 315 -
第1章 第1回定期検査等	- 315 -
第2章 定期的検査等	- 323 -
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	- 326 -
第1章 第1回定期検査等	- 326 -
第2章 定期的検査等	- 327 -
C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査	- 328 -
第1章 第1回定期検査等	- 328 -
第2章 定期検査等	- 328 -
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	- 330 -
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構）	- 332 -
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	- 332 -
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	- 336 -
第2章 船舶検査の実施方法	- 336 -